

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件 二二五
  - 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 二二五
  - 計量器の定期検査を実施する件 二二五
  - 平成二十九年大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 二二六
  - 道路の区域を変更する件二件 二二六
  - 道路の供用を開始する件三件 二二七
  - 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 二二六
  - 福島県公安委員会 道路交通法による指定講習機関として指定した件 二二九
  - 平成二十九年三月三十一日付け号外第二十八号中 正 誤 二四〇

## 告 示

### 福島県告示第三百四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。

平成二十九年四月二十五日

名称 所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄

独立行政法人国立病院機構福島 須賀川市芦田塚一三番地

病院

（地域医療課）

### 福島県告示第三百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十九年四月二十五日から同年八月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 変更しようとする事項
  - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - （変更前）二万六千三百八十三平方メートル
    - （変更後）一万五千六百八十三平方メートル
  - 2 荷さばき施設の面積
    - （変更前）百三十五平方メートル
    - （変更後）百八平方メートル
  - 3 廃棄物等の保管施設の容量
    - （変更前）七十二立方メートル
    - （変更後）三十六立方メートル
- 三 変更しようとする年月日 平成二十九年八月三十一日
- 四 届出年月日 平成二十九年四月十七日
- 五 届出をした者 株式会社辰巳屋 株式会社平和ビル

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十五日

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
			福島県知事 内 堀 雅 雄

右に掲げる町	同 郡下郷	同 郡南会	同 郡只見	南会津郡檜枝岐村
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）			
六月一六日から七月一 九日まで（火曜日、木 曜日、土曜日、日曜日	六月一五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	六月一四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	六月一三日 午後二時から 午後四時まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前一二時まで
福島県計量検定所	下郷ふれあいセンター	南会津町御蔵入交流館	南会津町館岩会館	南会津町南郷総合支所
				南会津町伊南会館
				只見町明和振興センター
				只見町民体育館
				山旅案内所

**福島県告示第三百四十五号**  
平成二十九年大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
平成二十九年四月二十五日

一 原種の配付数量

種類	品種名	数量（単位 キログラム）
大豆	タチナガハ	二〇
	大豆合計	二〇

二 原種の配付価格

種類	単位	価格（消費税及び地方消費税を除く。）
大豆	一キログラム	五三九円

（水田畑作課）

及び祝日を除く。）  
午前九時から  
午前一一時三〇分まで  
午後一時から  
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町及び同郡南会津町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月二日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第三百四十六号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 飯野線	福島市松川町沼袋字柵 林二九番地先から 同 市飯野町明治字猫 山二番地先まで	変更前 A 一三・四〇 四三・六〇	B 一三・四〇 四五・七〇	一、〇八四・四
	福島市松川町沼袋字柵 林二九番地先から 同 市飯野町明治字猫 山二番地先まで	変更後 A 一三・四〇 四三・六〇	B 一三・四〇 四五・七〇	一、〇八四・四

(道路計画課)

**福島県告示第三百四十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山 松川線	福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地先から	変更前 A 五・六〇 四四・四〇	(メートル)	一、〇七五・二
	福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地先から	変更後 A 五・六〇 四四・四〇	(メートル)	一、〇七五・二

同 市松川町沼袋字柵 林二九番地先まで	変更後 A 五・六〇 四四・四〇	B 七・五〇 四四・四〇	一、一〇〇・九
福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地先から 同 市松川町沼袋字柵 林二九番地先まで	変更後 A 五・六〇 四四・四〇	B 七・五〇 四四・四〇	一、一〇〇・九

(道路計画課)

**福島県告示第三百四十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島飯野線	福島市松川町沼袋字柵林四五番一 地先から 同 市飯野町明治字猫山二番地先 まで	平成二十九年四月二十五日

(道路計画課)

**福島県告示第三百四十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

福島県教育委員会教育長

(道路計画課)

路 線 名	一般国道一一八号
供 用 開 始 の 区 間	須賀川市稲字御所館一一四番地先 から 同 市松塚字上二九番地先まで
供 用 開 始 の 期 日	平成二九年四月二五日

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第三百五十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二九年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二九年四月二十五日

(道路計画課)

路 線 名	県道霊山松川線
供 用 開 始 の 区 間	福島市飯野町明治字大黒田二八番 一 地 先 から 同 市松川町沼袋字柗林四五番一 地先まで
供 用 開 始 の 期 日	平成二九年四月二五日

福島県知事 内堀雅雄

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年4月25日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の件名及び数量  
福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北アクセス株式会社 福島県南相馬市原町区牛来字石橋114番地の3
- 5 落札金額  
43,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年2月10日

(財務課)

## 福島県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成29年4月25日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
株式会社平和 総合企業	河沼郡会津坂下町 大字福原字長泥8 番地	杉原 稔	会津若松平和 自動車学校	会津若松市一箕町 大字亀賀字郷之原 228番地の3
株式会社平中 中央自動車学校	いわき市内郷小島 町天ノ田15番地の 2	田代一雄	平中央自動車 学校	いわき市内郷小島 町天ノ田15番地
株式会社小名 浜自動車学校	いわき市小名浜字 富岡向147番地	飯塚一雄	小名浜自動車 学校	いわき市小名浜字 富岡向147番地
株式会社タイ ヘイドライバ ーズスクール	いわき市平塩字古 川1番地の1	高萩阿都 志	タイヘイドライ バーズスクール	いわき市平塩字古 川1番地の1
株式会社福陽 自動車教習所	いわき市錦町上川 田19番地	佐久間裕 一	福陽自動車教 習所	いわき市錦町上川 田19番地

吉源木材株式会社	いわき市常磐関船町字杭田3番地	吉野弘美	湯本自動車学校	いわき市常磐水野谷町千代鶴1番地2
株式会社原町自動車教習所	南相馬市原町区南町四丁目50番地	堀内信夫	原町自動車教習所	南相馬市原町区南町四丁目50番地
株式会社福島県東部自動車教習所	相馬市程田字潜石54番地の5	今野一成	福島県東部自動車教習所	相馬市程田字潜石54番地の5
株式会社原町中央自動車教習所	南相馬市原町区錦町一丁目27番地	森 大輔	原町中央自動車教習所	南相馬市原町区錦町一丁目27番地

- 2 特定講習の種別  
準中型自動車免許に係る初心運転者講習
- 3 指定年月日  
平成29年3月13日

(運転免許課)

一〇上	ページ	正 誤
ら九 後ろか	段 行	
平成二十九年法律第二号	正	正 誤
平成二十九年法律第 号	誤	

○平成二十九年三月三十一日付け号外第二十八号中